

## 訪問介護事業所 「かしの木ひろば」 運営規程

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人伊賀市社会事業協会が設置する訪問介護事業所「かしの木ひろば」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業（伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等（以下「指定訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを趣旨とする。

### (事業の目的及び運営の方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 指定訪問介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うとともに、指定訪問介護等の提供にあたっては親切丁寧に行うことを中心とし、利用者又は家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係区市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 公共交通機関の利用が困難で介護の必要な高齢者を支援するため通院等乗降介助サービスの提供を行う。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 かしの木ひろば
- (2) 所在地 伊賀市上野寺町1184番地の2

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤専従）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2名（常勤専従2名）  
サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、利用者の状況についての情報伝達、訪問介護計画及び訪問型サービス個別計画の作成等を行うとともにサービス担当者会議への出席等により連携を図る。
- (3) 訪問介護員等 9名（常勤3名〔うち2名サービス提供責任者〕、常勤5名、非常勤1名）  
訪問介護員等は、訪問介護計画及び第1号訪問介護計画に基づき、指定訪問介護の提供を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通年（年末年始〔12月29日～1月3日〕を除く）とする。ただし、天災その他やむを得ない事由によって業務を遂行することが困難な日については、管理者の決定により、臨時に休業することができる。
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後7時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容)

第6条 事業所の指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は、介護予防サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- (1) 身体の介護に関すること。
- (2) 生活の支援に関すること
- (3) 生活、身上、介護その他必要な相談、助言に関すること
- (4) 乗降等(通院・外出)の介助に関すること

(指定訪問介護等の利用契約)

第7条 居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画に従い指定訪問介護等の提供にあたっては、利用者及びその家族に対し面談の上、サービス契約書の内容に関する説明を行ない、事業者と利用者及び家族の十分な合意の下、利用契約を締結するものとする。

(利用料及び支払いの方法)

第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は伊賀市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その者の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるためには、利用者又はその家族に対して面談の上、事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 福祉有償運送の運賃は、別紙料金表の額を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊賀市（旧上野市）とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及び利用者の家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (衛生管理等)

第13条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理を行なう。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (虐待防止のための措置)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

#### (虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所は、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### (身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(秘密保持等)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得るものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所は、提供した指定訪問介護等に対する利用者からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講じるとともに、記録を作成し5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 繼続研修 年12日(回)
- 2 訪問介護員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
- 3 指定訪問介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定訪問介護について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規定は、平成21年3月1日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

この規程は、平成30年2月1日より施行する。

この規定は、令和3年7月1日より施行する。

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和7年4月1日より施行する。